

令和7年第1回1月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和7年1月7日(火) 午後4時00分から午後4時42分
2. 開催場所 つがる市役所3階会議室
3. 出席委員数 36人中、32人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子
 13. 笠井 正己 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次
 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠
 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦
 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦
 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 32人
5. 欠席委員 2. 古坂 光司 7. 小笠原 繁 14. 新岡 亮 27. 長谷川秀樹 計4人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次 長：村田龍治 係 長：宮西正高 主 幹：小笠原瞳
主 事：一戸想永 主 事：坂本千怜 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第1回(1月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

遅ればせながら、新年明けましておめでとうございます。今年も宜しくお願い致します。早いもので今日で7日になりますが、今年は巳年ということで蛇は脱皮をして成長していく動物でありまして、我々も今年、自然災害、怪我、事故等の厄がもしあ

れば、厄から脱皮をして穏やかな一年になりますようお過ごしくださいませと思います。

本日は1月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致します。まして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中32名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。
「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には23番鎌田誠委員、24番三橋弘委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

以上、報告1件、議案5件、計6件を上程致します。

議 長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（一戸主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第1号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年1月7日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第1号は、1ページの番号1番から13ページの番号26番までの26件です。解約は田が26件で面積は、242, 666㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、14ページをお開きください。議案第1号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年1月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第1号は、14ページの番号1番から36ページの番号46番までの46件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が17件で、田が234, 366㎡、畑が1, 097㎡、「贈与」が26件で、田が81, 641㎡、畑が67, 049.71㎡、「賃貸借」が1件で、田が18, 298㎡、「使用貸借」が2件で、田が71, 100㎡となっております。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから16ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明致します。14ページ、1番の田は10a当たり25万円、2番の田は10a当たり20万円、3番の田は10a当たり25万円、15ページ、4番の田は総額500万円、10a当たり23万9千円、5番の田は10a当たり30万円、16ページ、6番の田は10a当たり10万円、17ページ、7番の田は10a当たり25万円、8番の田と畑は総額511万円、10a当り25万2千円、18ページ、9番の田は総額170万円、10a当たり25万5千円、10番の田は10a当たり25万円、19ページ、11番の田は10a当たり27万円、12番の田は10a当たり25万円20ページ、13番の田は10a当たり30万円、21ページ、14番の田は10a当たり25万円、15番の田は総額1, 150万円、10a当たり33万5千円、22ページ、16番の畑は総額70万円、10a当たり8万4千円、17番の田は10a当たり20万円となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第1号の質疑を終結致します。これより、議案第1号を採決致します。おはかり致します。議案第1号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第2号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

37ページをお開きください。議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和7年1月7日提出、つがる市農業委員会会長。

番号1番の農地の所在地は、柏桑野木田の田1筆で面積が330㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は農地と宅地であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。次に番号2番の農地の所在地は、森田町床舞の畑1筆で面積が333㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は農地と宅地であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。次に番号3番4番の申請地は、牛潟町の田7筆で面積が17,164㎡です。砂地部分を掘削し保水を高めるため借受人による1年間の使用貸借権設定の一時転用です。周辺は農地や雑種地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。4番盛彰一委員、報告をお願い致します。

委員報告（盛委員）

現地確認の報告を致します。本日午前１０時００分より、「２」番「古坂」委員と私「４」番「盛」、事務局長と吉田専門員の４人で確認してまいりました。

番号１番の申請の場所は、柏分庁舎より北に約１８０ｍに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号２番の申請の場所は、陸奥森田駅より南西に約１８０ｍに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号３番４番の申請の場所は、高山稲荷神社より北東に約２．１ｋｍに位置し、周辺は農地や雑種地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２号の質疑を終結致します。

これより、議案第２号を採決致します。おはかり致します。議案第２号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

（議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第３号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは３９ページをお開きください。議案第３号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和７年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第３号は、３９ページ番号１番から、９３ページ 番号９７番までです。内訳ですが、「農地中間管理機構を通しての賃貸借」で田が３件、面積が２２，７１３㎡となっております。次に、「公社への売買」で、田が２件、面積が１１，３９５㎡です。次に、「公社からの売買」で、田が３件、面積が２２，７１３㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が５５件、畑が１件で計５６件ですが、田と畑両方の申請が１件ありま

すので、件数では５５件、面積が７３５，３８０㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、田が３件、畑が２件、うち樹園地が１件で、計５件、面積が３１，３０８㎡です。続いて、「再設定の賃貸借」で、田が３６件、畑が２件で合計３８件ですが、田と畑両方の申請が１件ありますので、件数では３７件、面積が４１５，１２５㎡です。議案第３号の合計としまして、田が１０２件、畑が５件、うち樹園地が１件で、合計１０７件ですが、田と畑両方の申請が２件ありますので、件数では１０５件、面積が合計１，２４６，６０４㎡となります。

それでは、売買価格について説明致します。４１ページをお開きください。４１ページ、番号１番の田は、１０ａ当り３０万円、次に、番号２番の田は、総額５９１万円、１０ａ当り約７０万１千円、次に、４１ページと４２ページの番号３番の田は、総額１２２万円、１０ａ当り約１９万２千円、次に、番号４番の田は、１０ａ当り２０万円、次に、番号５番の田は、１０ａ当り約１８万円、となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第３号の質疑を終結致します。これより、議案第３号を採決致します。おはかり致します。議案第３号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は、原案のとおり決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次の議案第４号については、本職が関係しておりますので、議長を杉森会長職務代理者をお願いしたいと思います。

それでは、杉森会長職務代理者、よろしくお願い致します。

（藤本会長が議長席より退席し、「自席」へ移動）

（杉森会長職務代理者が、「議長席」に着く）

議 長（杉森会長職務代理者）

会長職務代理者の杉森です。暫時（ざんじ）の間、議長を務めますのでよろしくお願い

い致します。

議 長 （杉森会長職務代理者）

それでは、「議案第４号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。

この案件については、６番杉野森由美子委員、２９番藤本正彦委員、３１番稲葉武彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（６番杉野森由美子委員、２９番藤本正彦委員、３１番稲葉武彦委員が退席）

議 長 （藤本正彦会長）

それでは、議案第４号について説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは９４ページをお開きください。議案第４号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和７年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第４号は、９４ページから９５ページの 番号９０１番から番号９０４番です。議案第４号の内訳ですが、「新規の賃貸借」で田が１件、畑が１件、計２件で、面積が合計１２，８５２㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で田が２件、面積が合計１１，５７５㎡です。議案第４号の合計としまして、田が３件、畑が１件、うち樹園地が１件で、合計４件、面積が合計２４，４２７㎡となります。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長 （杉森会長職務代理者）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長 （杉森会長職務代理者）

ないようですので、議案第４号の質疑を終結致します。これより、議案第４号を採決致します。おはかり致します。議案第４号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長 （藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり決定致しました。

６番杉野森由美子委員、２９番藤本正彦委員、３１番稲葉武彦委員入室願います。

(６番杉野森由美子委員、２９番藤本正彦委員、３１番稲葉武彦委員が入室し着席)

議 長 (杉森会長職務代理者)

ここで、議長を藤本会長に交代致します。ご協力ありがとうございました。

(杉森会長職務代理者が議長席より退席し「自席」へ移動)

(藤本会長が、「議長席」に着く)

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第５号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明
(農業経営)について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明 (坂本主事)

９６ページをお開きください。議案第５号について説明します。

「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」。贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第７０条の４第１項の規定並びに地方税法附則第１２条第１項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。

なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。令和７年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、９６ページから９７ページに記載されている１９件であり、年齢、農業従事年数、認定農業者などの適格要件を満たしておりますなお、贈与税の納税猶予を受けるか、相続時精算課税制度を選択するか、不動産取得税の徴収猶予を受けるかは、一括贈与を受けた受贈者の判断で申告することになります。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第５号の質疑を終結致します。

これより、議案第５号を採決致します。おはかり致します。議案第５号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、追加議案について事務局長より説明させます。

事務局長

つがる市農業委員会会議規則では、３日前までに公示し委員の皆様方に議案を配布することになっております。「議案第６号農用地利用集積等促進計画作成の要請について」につきましては、委員の皆様方に議案を送付後に案件が発生したものであります。

あおもり農業支援センターとの貸借に関する案件で、今回の総会議案として審議しなければ、年度内の事業に間に合わないため、追加提案する運びとなったものであります。ご了承くださいるようお願いします。

議 長（藤本正彦会長）

ただ今、事務局長から説明があった「議案第６号農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって「議案第６号農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を追加し、議題とすることに決定されました。

それでは、議案第６号について説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは追加議案をご覧ください。議案第６号について説明致します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和７年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第６号の件数については５件となっております。利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は、森田町山田千歳と稲村の田、計１７筆で、期間は５年です。賃借料は１番から３番が無償で使用貸借となります。４番と５番の賃借料は１０ａあたり１５，０００円となっております。受け手の決定理由はいずれも借受希望者のうち経営地に最も近接です。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより、農林水産課が選定しています。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 6 号の質疑を終結致します。これより、議案第 6 号を採決致します。おはかり致します。議案第 6 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、原案のとおり決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第 4 の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について （竹内事務局長）

1) 日 時 令和 7 年 2 月 7 日(金) 午後 2 時 0 0 分より
場 所 つがる市役所 3 階会議室

2) 日 時 令和 7 年 3 月 4 日(火) 午後 2 時 0 0 分より
場 所 つがる市役所 3 階会議室

2. 事務連絡

- 1) 令和 7 年度つがる市農作業等標準額について（村田次長）
- 2) つがる市賃借料情報について（一戸主事）
- 3) 農用地のあっせんのお願について（一戸主事）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(15 番吉田秀美委員)

議案 39 ページの支援センターの貸付で県価格 120 kg、2 表相当になるが賃貸料の金額はいくらになるのか。また、概算金の差はいくらになるのか。

事務局説明（事務局長）

手元に資料がございませんので、総会終了後、事務所でご説明致します。

(15 番吉田秀美委員)

分かりました。

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和7年第1回（1月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。